



欧州委員会

Brussels, XXX [...]
(2020) XXX草案

委任規則(EU).../.

XXX

経済活動が気候変動の緩和又は気候変動の適応に実質的に寄与すると認められる条件を決定し、かつ、経済活動が他の環境目的のいずれにも重大な損害をもたらさないか否かを決定するための技術的スクリーニング基準を設定することにより、欧州議会及び理事会の規則(EU)2020/852を補足する。

(EEA関連テキスト)

この草案は、欧州委員会によって採択または承認されていない。表明された見解は、欧州委員会の業務に関する予備的見解であり、いかなる状況においても、欧州委員会の公式見解を述べたものとはみなされない。

説明メモランダム

1. 委任された規制の内容

1.1. 一般的な背景と目的

欧州グリーンディールは、2050年に温室効果ガスの正味排出量をゼロにし、欧州の環境と健康が保護され、経済成長が資源利用からデカップリングされた、近代的で資源効率的で競争力のある経済を持つ、公正で繁栄した社会へとEUを変革することを目的とした新しい成長戦略である。また、EUの自然資本を保護、保全、強化し、環境に関連するリスクや影響から市民の健康と福利を保護することも目的としている。これは、気候と環境の課題を機会に変え、すべての人に公平かつ包括的な移行をもたらすことによって達成されるだろう。

欧州議会および理事会の規則(EU)2020/852(「タクソミー規則」)は、2018年3月の欧州委員会の「持続可能な成長への資金供与に関する委員会の以前の行動計画」の一部として提案され、持続可能で包括的な成長を生み出すのを助けるために資本フローを方向転換することを目的として、持続可能な資金供与に関する野心的かつ包括的な戦略を開始した。タクソミー規則は、持続可能な投資を拡大し、それゆえ、EUの気候及び環境問題への対応の一環として欧州グリーン取引を実施するための重要な推進力である。

タクソミーは、考慮すべき経済活動を決定するために企業や投資家に対して、環境的に持続可能であり、透明性を高め、グリーン活動と投資プロジェクトの分類におけるグリーンウォッシングと市場の細分化のリスクを制限することを目的とする統一基準を提供する。

しかし、タクソミー規則は、この一連の基準を満たす経済活動への投資を義務付けるものではない。

現在のCOVID-19のパンデミックは、我々の経済、企業及び社会、特に保健システムを、明確に、気候及び環境のショック及びリスクに対してより強靱にするために、そして健康のための明らかな共同便益を伴って、持続可能なプロジェクトに向けて資本の流れを方向転換する必要性を高めている。

危機後の財政刺激策やEUにおける危機後の資金需要を踏まえると、欧州グリーンディールは、ヨーロッパの復興戦略のための発射台を提供することになるだろう。この文脈において、欧州連合タクソミーはまた、金融市場をグリーン・リカバリーに導くための追加的で強固な手段としての役割を果たすことができるのである。

タクソミー規則は、環境的に持続可能なものとみなされるために経済活動が満たさなければならぬ4つの条件を規定することにより、欧州連合タクソミーの枠組みを確立する。

- (i) 当該規則の第10条から第16条までに従い、タクソミー規則第9条に定める6つの環境目標のうちの1つ又は複数に実質的に寄与すること。
- (ii) 同規則第17条に従い、タクソミー規則第9条に定める他の環境目的のいずれにも重大な損害を与えないこと。
- (iii) タクソミー規則第18条に定める最低限の(社会的)保障措置に従って実施されること。

¹ 持続可能な投資を促進するための枠組みの確立、及び規則(EU)2019/2088(OJ L 198, 22.6.2020, p)の改正に関する欧州議会及び理事会規則(EU)2020/852(13).

(iv) タクソミー規則第10条(3)、第11条(3)、第12条(2)、第13条(2)、第14条(2)又は第15条(2)に従って委任された行為を通じて欧州委員会が設定した技術的選別基準に適合すること。技術的選別基準は、特定の経済活動の性能基準を規定する必要がある、それは、どのような条件下で、i)活動が特定の環境目的に実質的な貢献をするか、およびii)それが他の目的に重大な損害を与えないかを決定する。

この委任規則は、特定の経済活動が、気候変動の緩和及び気候変動への適応に実質的に寄与すると認められ、これらの経済活動が他の関連する環境目的のいずれかに重大な損害を与えるか否かを決定するための技術的な選別基準を規定する。

1.2. 法的背景

本委任規則は、タクソミー規則第10条(3)および第11条(3)に定める権限に基づく。技術的選別基準は、同規則第19条の要件に従って設定される。

本委任規則は、2016年4月13日付の「より良い法の形成に関する機関間協定」第31条に従い、タクソミー規則の相互に関連する2つの権限、すなわち、気候変動緩和と気候変動適応の技術的選別基準に関する第10条(3)と第11条(3)を1つの法律に統合する。タクソミー規則は、欧州委員会に対し、2020年12月31日までにこれらの点について委任された法律を採択することを要求している。タクソミー規則において理事会及び議会により付与された委任された行為を採択する更なる権限は、異なるスケジュールを有し、後の段階で行使されることになる。さらなる権限付与は、残りの環境目的の技術的審査基準、および非財務諸表または連結非財務諸表の非財務報告指令の対象となる企業が、その活動がタクソミーと整合的であるかどうか、またどの程度整合的であるかについて開示する情報に関連する。

2. 条約採択前の協議

この委任された法律は、2018年に設立された多様な民間および公共セクターの利害関係者で構成される委員会の専門家グループである持続可能な金融に関する技術専門家グループ(TEG)の提言に基づいている。TEGの使命には、2018年5月の欧州委員会の立法案に沿った欧州委員会のタクソミー策定を支援することが含まれた。

TEGは、2018年12月及び2019年6月に報告書において、勧告の中間版を2つ公表した。どちらの報告も、フィードバックのためのオープンコールの対象となり、257件および830件の回答がそれぞれ受領された。TEGはまた、マンデート期間中、200人以上の専門家と協力して、気候変動の緩和と気候変動への適応のための技術的スクリーニング基準に関する勧告を作成した。また、2019年6月及び2020年3月に、TEG報告書に関する意見を収集するため、2回のステークホルダー・ダイアログ・ミーティングを開催した。

2020年3月9日、TEGは最終報告²を公表した。加盟国は、2020年5月の加盟国専門家会合において、欧州議会のオブザーバーとともに、最終的なTEG勧告に関するフィードバックを提供する機会を与えられた。

委員会は、2020年3月に開始インパクト評価を公表し、COVID-19の発生により2020年4月末までフィードバックする機会を延長した。

回答者は全部で409名であった。

ベター・レギュレーション・ルールに従い、委任された法律案は、2020年XXXからXXXまでの4週間のフィードバック期間、ベター・レギュレーション・ポータルに掲載された。合計で、XXXのステークホルダーからフィードバックがあった。委任された法律案は、XXXに関する持続可能な金融プラットフォームとも議論された。さらに、2020年XXXに開催された加盟国専門家会合では、委任された法律案が加盟国の専門家に提出され、欧州議会のオブザーバーと議論された。

3. インパクト評価

委員会は、委任規則について通知し、これを添付するために、比例的なインパクト評価を実施した。評価では、EUタクソミーの主要な要素がタクソミー規則の中で欧州議会および理事会によって設定されていることを考慮した。これには、環境目的や、概念および実質的な貢献、そして「重大な損害を与えない」および技術的スクリーニング基準が含まれる。これらの要件は、委任規則に関する委員会の裁量に関する枠組みとなっている。

インパクト評価では、この委任規則に係る主な技術的インプットを詳細に検討した。すなわちTEGが行った準備作業である。TEG報告書は、セクターと経済活動を選択するための方法論を提供した。

また気候変動の緩和に貢献する70の経済活動と、気候変動への適応に大きく貢献する68の経済活動に関する技術的スクリーニング基準に関する勧告を提供した。

最終報告書では、経済活動を分類するためのNACEコードの使用に関する詳細な勧告と、企業や金融市場参加者によるEUタクソミーの適用のためのユーザビリティガイドも盛り込まれた。

インパクト評価では、欧州委員会は概してこの手法とTEG勧告に従うべきであると結論付けられたが、また、タクソミー規則、特に第19条に規定された技術的審査基準の要件をより整合させるために、この委任規則は、場合によっては、TEG報告書からの逸脱を結論付けるのに役立つ。インパクト評価では、EUタクソミーの一貫性を維持しつつ、大きな可能性を持つ更なる活動をカバーするために、気候変動緩和と気候変動への適応のための追加的な活動を含めるよう勧告された。TEG報告書の活動の中には、複雑で詳細な技術的評価をまだ完了する必要があるものがあり、本委任規則には含まれていないものもある。

さらに、このインパクト評価は、特定の活動に対する気候変動緩和と気候変動適応への実質的な寄与を定義するための一定の基準をどのように設定するかを教えてくれた。また、ユーザビリティと均衡性を確保するために、TEG勧告と比較して「重大な有害性なし」の基準にもいくつかの変更がなされた。

² 報 告 書 は こ ち ら
https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/business_economy_euro/banking_and_finance/documents/2003_sustainable-finance-teg-final-report-taxonomy_en.pdf で。

技術審査基準に関するTEG勧告は、インパクト評価報告書において、タクソミー規則第19条の詳細な要件に照らして適正に評価された。特に、分析は、EUの法律と整合的であると考えられる基準を維持し、高いレベルの環境野心を反映し、公平な競争条件を促進し、経済運営者や投資家が利用しやすいと考えられる基準を維持した。

欧州連合タクソミーの利益とコストは、市場参加者によるその取り込みにかかっている。欧州委員会は、インパクト評価の一環として、提案されたアプローチの潜在的な便益とコストの概略分析を行った。技術的スクリーニング基準の微調整は、取り込みレベルにはある時点までしか影響を及ぼさないが、堅固な技術的スクリーニング基準は、より多くの意思決定に役立つ情報を市場にもたらずであろう。したがって、タクソミー基準を導入することによって提供される透明性の向上による潜在的な経済的利益は、環境に調和した持続可能な活動について、投資家がそれを特定するためのコスト削減と、企業による資金提供という形で実現する可能性が高い。環境的・社会的利益は、環境的に持続可能な活動への資金の流れの増加から生じる可能性が高く、それによって、よりクリーンで、健康で、より気候に強靱な生活環境を提供する助けとなる。

委任された規制自体は、新たなコストを生み出さない。しかしながら、コストは、タクソミー規則のより広範な要件、特に非財務報告指令の適用範囲に属する企業、および金融市場参加者がその活動に関するタクソミー-relevant情報を収集し、開示することから生じる可能性が高い。これは、これらの規定の範囲に該当する事業者にとって、一時的な費用と継続的な費用の両方を意味する。

4. 委任された規制の法的要素

委任された規制を採択する権利は、タクソミー規則第10条(3)及び第11条(3)に規定されている。

第1条は、本規則の主題を規定する。

第2条は、気候変動緩和のための技術的スクリーニング基準を定めている。

第3条は、気候変動への適応のための技術的スクリーニング基準を定めている。

経済活動が気候変動の緩和又は気候変動の適応に実質的に寄与すると認められる条件を決定し、かつ、経済活動が他の環境目的のいずれにも重大な損害をもたらさないか否かを決定するための技術的スクリーニング基準を設定することにより、欧州議会及び理事会の規則(EU)2020/852を補足する。

(EEA関連テキスト)

欧州委員会は、欧州連合の機能に関する条約を考慮し、

持続可能な投資を促進するための枠組みの構築と改正に関する、欧州議会及び理事会規則(EU)2020/852を考慮して規則(EU)2019/2088³、特にその第10条(3)及び第11条(3)は、次のとおりである。

規則(EU)2020/852は投資が環境的に持続可能であるために経済活動が環境に調和しているかどうかの基準を設けることについての一般的な枠組みを構築している。

同規則は、環境的に持続可能なものとして利用可能な金融商品又は社債に関する金融市場参加者又は発行者の要件を定めた同盟又は加盟国によって採択された措置、金融商品を利用可能にする金融市場参加者、及び指令2013/34/EU欧州議会及び理事会⁴の指令第19a条/34/EU又は同指令第29a条に基づく連結非財務諸表の公表義務の対象となる事業に適用される。規則(EU)2020/852の対象外の経済運営者または公的機関も、自発的に当該規則を適用することができる。

規則(EU)2020/852の第10条(3)及び第11条(3)は、特定の経済活動が、それぞれ、気候変動の緩和又は気候変動の適応に実質的に寄与すると認められる条件を決定するための技術的スクリーニング基準を設定し、かつ、同規則第9条に規定されている関連する環境目的の各々について、経済活動が、これらの環境目的の1又は2以上に重大な害を及ぼさないか否かを決定するための技術的スクリーニング基準を設定する委任規制を、欧州委員会が採択することを要求している。

³ OJ L 198, 22.6.2020, p. 13.

⁴ 一定の種類の子次財務諸表、連結財務諸表および関連する報告に関する2013年6月26日付け欧州議会および理事会指令2013/34/EU
欧州議会及び理事会指令2006/43/ECを改正し、理事会指令78/660/EEC及び83/349/EECを廃止する約束(OJ L 182, 29.6.2013, p) 19).

同規則第10条(6)及び第11条(6)に従い、これらの委任された行為は、2020年12月31日までに採択される。

- (1) 規則(EU)2020/852の第19条(1)、点(h)に従い、技術的スクリーニング基準は、それらが言及する経済活動及び部門の性質及び規模、並びに経済活動が規則(EU)2020/852の第10条(2)にいうトランジション活動であるか、又は同規則の第16条にいうイネープリング活動であるか否かを考慮するものとする。技術的選別基準が規則(EU)2020/852第19条の要件を効果的かつ均衡のとれた方法で満たすためには、それらは、量的な閾値又は最低要件として、相対的な改善として、質的な性能の集合として、プロセス又は実務に基づく要件として、又は経済活動自体の性質の正確な説明として設定されるべきである。
- (2) 経済活動が気候変動の緩和又は気候変動の適応に実質的に寄与するかどうかを判断するための技術的スクリーニング基準は、経済活動が気候目標にプラスの影響を与えるか、又は気候目標にマイナスの影響を減少させることを確実にすべきである。したがって、これらの技術的選別基準は、経済活動がこれらの気候目標のいずれかに実質的に寄与するとみなすために達成すべき閾値またはパフォーマンスレベルを参照すべきである。「重大な危害を及ぼさない」ための技術的スクリーニング基準は、経済活動が重大な負の環境影響を及ぼさないことを確実にすべきである。したがって、これらの技術的選別基準は、環境的に持続可能であると認定するために経済活動が満たすべき最低限の要件を明示するべきである。
- (3) 公平な競争条件を確保するためには、同一の経済活動には、各気候目標に対して同一の技術的スクリーニング基準が必要である。
技術的スクリーニング基準は、可能な範囲で、NACE改訂2分類システムに定められた経済活動の分類に従う必要がある。
(EC)規則No. 1893/2006(欧州議会および審議会⁵により設立された経済活動)。
- (4) 経済活動が気候変動の緩和に実質的に寄与すると認められる条件を決定するための技術的スクリーニング基準は、温室効果ガスの排出を回避し、そのような排出を削減し、又は温室効果ガスの除去及び長期的な炭素貯蔵を増加させる必要性を反映すべきである。したがって、まず、その目的を達成する可能性が最も高い経済活動やセクターに焦点を当てることが適切である。これらの経済活動及び部門の選択は、全体的な温室効果ガス排出量に占めるその割合、並びに温室効果ガスの排出を回避し、そのような排出を削減し、若しくは温室効果ガスの除去に寄与し、又は他の活動におけるこのような回避、削減若しくは除去を可能にする潜在的可能性に関する証拠に基づいて行われるべきである。
- (5) 農業部門は、高レベルの温室効果ガスを排出し、また、気温や降水量の変化、極端な現象など、気候変動の影響に対して特に脆弱である。したがって、この部門は、気候変動の緩和、適応のための便益増進、(続く)

⁵ 2006年12月20日の欧州議会及び理事会規則(EC)No 1893/2006、経済活動の統計的分類NACE改訂2及び理事会規則(EEC)No 3037/90、並びに特定の統計的ドメインに関する一定のEC規則(OJ L 393, 30.12.2006, p)の改正。1).

生物多様性損失の逆転、食料安全保障の確保、その他の持続可能な開発目標の促進に中心的な役割を果たしうる。EUでは、温室効果ガス排出量の10%は農業部門に帰せられており、これには、主に家畜の場合は糞尿管理および腸内発酵、農地土壌からのCO₂以外の温室効果ガス排出が含まれる。農業部門は、温室効果ガス排出を削減する可能性に加えて、炭素吸収源として作用する土地の能力にも影響を与える。したがって、農業部門の技術的選別基準は、気候便益を実現するために必要な長期的な時間枠組み、特に土地の炭素吸収潜在力を最大化し維持するために必要な時間枠を考慮し、また、特定の文脈において最も効果的な措置が最良に決定できるという事実を考慮に入れて、農業部門のこの二重の役割を反映すべきである。農業地域の最低10%を多様性の高い景観特性でカバーすることを要求する基準が、農業所得と農村地域に与える影響を評価し、モニタリングする。

- (6) 森林は、気候変動の結果、増大しつつある圧力下にあり、これは、有害動植物、疾病、極端な気象現象及び森林火災のような圧力の他の主要な要因を悪化させる。その他の圧力は、農村からの放棄、土地利用の変化による管理の欠如、分断、木材、林産物、エネルギーに対する需要の増加による管理の集約化、インフラ整備、都市化、土地利用の拡大によるものである。同時に、森林は生物多様性の損失を逆転させ、気候変動の緩和及び適応、特に洪水、干ばつ又は野火による災害リスクの低減及び抑制、並びに循環的なバイオ経済の促進に関する理想を高めるという同盟の目標到達のために重要な役割を果たしている。気候の中立性と健全な環境に到達するためには、土地利用の変化と林業（「LULUCF」）部門において土地利用における最大の炭素吸収源である森林面積の質と量の両方を改善する必要がある。森林関連活動は、二酸化炭素の純除去量を増加させ、炭素貯蔵を維持し、物質や再生可能エネルギーを供給することや、気候変動への適応、生物多様性、サーキュラー・エコノミー、持続可能な水資源と海洋資源の利用と保全、公害防止のためのコベネフィットの創出で気候変動の緩和に貢献することができる。ゆえに技術的スクリーニング基準は、新規植林、再植林、森林再生、森林管理の改善、森林保全活動について設定されるべきである。

これらの技術的選別基準は、連合の気候変動への適応、生物多様性、およびサーキュラー・エコノミー目標に完全に合致しているべきである。

- (7) 2019年12月11日の委員会「欧州グリーンディール」⁶、2020年5月20日の「2030年のためのEU生物多様性戦略」に関する⁷、および2020年9月17日のコミュニケーションのフォローアップでは、「より広範な生物多様性と気候中立性に関する連合の野望、新たな森林と適応に沿って、我々の⁸の利益のための気候中立的な将来への投資」が掲げられた。

⁶ 欧州委員会から欧州議会、欧州理事会、理事会、欧州経済社会委員会及び地域委員会への連絡：欧州グリーンディール(COM/2019/640最終版)。

⁷ 欧州委員会から欧州議会、欧州理事会、理事会、欧州経済社会委員会、地域委員会への連絡：2030年のEU生物多様性戦略 自然を我々の生活に戻す(COM/2020/380最終版)。

⁸ 欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会、地域委員会への連絡：ヨーロッパの2030年を加速 私たちの人々の利益のために、気候の中立な未来に投資する(COM/2020/562最終版)。

2021年に計画された戦略は、森林活動の技術的スクリーニング基準を補完し、レビューし、必要に応じて2021年末までに改訂されるべきである。

- (8) 温室効果ガスの排出を削減し、土地の炭素吸収源を強化することの重要性を考えると、湿地の回復は、気候変動の緩和に大きく貢献する可能性がある。湿地の回復はまた、気候変化の影響の緩和を含め、気候変化への適応の便益をもたらす、水の量と質を維持するために、生物多様性の損失を逆転させる助けとなる。「ヨーロッパのグリーンディール」との整合性、「ヨーロッパの2030年の気候野望を高める」コミュニケーション、および2030年のEU生物多様性戦略との整合性を確保するために、技術的スクリーニング基準は湿地の回復も対象とすべきである。
- (9) 製造業部門は、連邦における温室効果ガス排出の第3位の寄与者であり、したがって気候変動緩和において中心的な役割を果たすことができる。同時に、製造業は、他の部門が低炭素化又は低炭素化を必要とする製品及び技術を製造することにより、温室効果ガス排出の回避及び経済の他の部門における削減を可能にする重要な部門となり得る。したがって、製造部門の技術的スクリーニング基準は、温室効果ガス排出量が最も高い製造活動と、低炭素製品・技術の製造の両方について規定されるべきである。
- (10) 技術的にも経済的にも実行可能な低炭素代替物質は存在しないが、気候中立経済への移行を支援する製造活動は、規則(EU)2020/852第10条(2)に従って、トランジション活動とみなされる。温室効果ガス排出の削減を奨励するために、これらの活動の技術的スクリーニング基準の閾値は、ほとんどの場合、生産量あたりの温室効果ガス排出量に基づいて、各部門のベストパフォーマンスを上げた者によってのみ達成可能なレベルに設定されるべきである。
- (11) (EU)規則(2020/852)第10条(1)の(i)に記すイネーブリング活動であると考えられる製造活動については、技術的な選別基準は、製造された製品の性質に主として基づくべきであり、適当な場合には、これらの製品が他の部門における温室効果ガス排出の回避又は削減に実質的に貢献できることを確実にするための追加の量的閾値と組み合わせられるべきである。温室効果ガスの排出を回避し、その排出を削減し、又は温室効果ガスの吸収及び長期的な炭素貯蔵を増加させる可能性が最も高い活動を優先するという事実を反映させるために、イネーブリング製造活動については、経済活動及び分野の実施に必要な製品の製造に焦点を当てるべきである。
- (12) エネルギー部門は、EUにおける温室効果ガス排出量の約75%を占めており、気候変動の緩和に重要な役割を果たしている。エネルギー部門は、温室効果ガス排出量を削減する重要なポテンシャルを有しており、この部門におけるいくつかの活動は、エネルギー部門の再生可能な、または低炭素の電力または熱への移行を促進するイネーブリング活動として機能する。従って、エネルギーサプライチェーンに関連する広範な活動のための技術的スクリーニング基準を確立することが適切である。それは、異なる発生源から、送電・配電ネットワーク、貯蔵、ヒートポンプ、バイオガス・バイオ燃料の製造まで、電気や熱の発生から、様々な供給源にいたるまでの幅広い活動のための技術的スクリーニング基準を確立することである。
- (13) コージェネレーションを含め、発電または熱発電活動が気候変動の緩和に実質的に寄与するかどうかを判断するための技術的スクリーニング基準（続く）

は、温室効果ガスの排出が確実に削減又は回避されるようにすべきである。温室効果ガス排出量に基づく技術的スクリーニング基準は、これらの活動の脱炭素化の道筋を示すものであるべきである。しかし、一次エネルギーの節約とそれに関連する資源効率のために熱と発電を組み合わせることの利点を十分に捉えてはいない。したがって、これらの技術的スクリーニング基準については、さらに評価し、見直す必要があるかもしれない。長期的な炭素削減を促進するイネープリング活動のための技術的スクリーニング基準は、主に活動の性質または利用可能な最良の技術に基づくべきである。

- (14) 規則(EU)2020/852は、「気候中立エネルギー」の重要性を認識しており、同規則の第10条(2)は、気候中立経済への移行を支援する経済活動の文脈の中で、すべての関連する既存技術の潜在的寄与と実現可能性を評価することを委員会に要求している。原子力については、その評価は現在も継続中であり、委員会は、本規則の見直しの文脈でその結果を報告する。
- (15) 送配電網と同様に、発電または熱発電活動に関する技術的選別基準は、メタン排出⁹を削減する欧州連合の戦略に関する2020年10月14日の欧州委員会からの情報との整合性を確保すべきである。したがって、メタン戦略のフォローアップとして確立された将来の測定指標と要件を反映するために、これらの技術的スクリーニング基準を見直し、補足し、必要に応じて改訂する必要があるかもしれない。
- (16) 暖房、冷房およびバイオエネルギー起源の電力生産、輸送用バイオ燃料とバイオガスの生産に関する技術的スクリーニング基準は、欧州議会および理事会10の指令(EU)2018/2001の下で定められたセクターの包括的な持続可能性の枠組みによる持続可能な収穫、炭素アカウンティング、温室効果ガス排出削減のための要件を計算に入れて作成されるべきである。
- (17) 欧州グリーンディール、EU気候法、2030年に向けたEU生物多様性戦略、および生物多様性と気候中立性に関するEUの理念に従い、バイオエネルギー活動の技術的スクリーニング基準を補完し、見直し、必要に応じて2021年末までに改訂し、最新の証拠基盤と政策の進展を考慮すべきである。
- (18) 上下水道、廃棄物、浄化部門からの温室効果ガス排出は比較的少ない。それにもかかわらず、この部門は、他の部門での温室効果ガス排出削減に貢献する大きな可能性を持っている。特に、バージン原料を置き換えるための二次原料の供給、化石製品、肥料、エネルギーの置き換え、回収された二酸化炭素の輸送と永久貯留を通じてである。さらに、メタン排出量を削減するためには、嫌気性消化や、生物系廃棄物の埋立を回避するための分離回収された生物系廃棄物のコンポスト化が特に重要である。したがって、廃棄物活動の技術的スクリーニング基準は、これらの活動がその部門のための特定のベストプラクティスを実施することを条件に、これらの活動が気候変動緩和に実質的に貢献していると認識すべきである。

⁹ 欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会、地域委員会への連絡:メタン排出削減のためのEU戦略(COM/2020/663最終)。

¹⁰ 再生可能エネルギー源からのエネルギー利用の促進に関する2018年12月11日の欧州議会及び理事会指令(EU)2018/2001(OJ L 328, 21.12.2018, p) 82)。

それらの技術的な選別基準はまた、廃棄物処理の選択肢が廃棄物階層のより高いレベルに沿っていることを確実にすべきである。集中排水処理システムと同様に、集水、処理、供給に関する経済活動の技術的スクリーニング基準は、そのようなシステムの効率の改善を目的とすべきである。したがって、これらの技術的選別基準は、エネルギー消費に関連する絶対的性能と相対的性能改善目標、および、適切な場合には、給水システムにおける漏洩レベルのような代替指標を考慮に入れるべきである。

- (19) 運輸部門は全エネルギーの3分の1を消費し、全EUの温室効果ガス総排出量の4分の1以上を占めている。したがって、輸送フリート(車両または船隊)とインフラを決定することは、気候変動緩和において中心的な役割を果たすことができる。運輸部門の技術的な選別基準は、人やモノの輸送をより低い排出モードに移行させる必要性和、クリーンな移動を可能にするインフラの構築の必要性を考慮しつつ、その部門からの主要な排出源の削減に焦点を当てるべきである。したがって、運輸部門の技術的スクリーニング基準は、他の輸送モードと比較したその輸送モードの性能も考慮しつつ、一つの輸送モード内の性能に焦点を当てるべきである。
- (20) 温室効果ガスの排出を削減し、それによって運輸部門の温暖化に貢献する可能性を考えると、海運と航空は、低炭素経済への移行のための重要な輸送モードである。これらのセクターの持続可能な資金調達基準については、別個の研究が実施されており、したがって、これらの輸送モードを迅速に評価し、適切な場合には関連する技術的スクリーニング基準を確立する必要があるかもしれない。
- (21) 建築部門は、エネルギー消費の40%、炭素排出の36%を占める、全EUで最大のエネルギー消費部門の一つである。したがって、建築物部門は、気候変動の緩和において重要な役割を果たすことができる。したがって、新築建築物の建設、建築物の改修、異なるエネルギー効率機器の設置、現場での自然エネルギー、エネルギーサービスの提供、および建築物の取得と所有のために、技術的なスクリーニング基準が定められるべきである。これらの技術的選別基準は、これらの活動が建築物のエネルギー性能、及び関連する温室効果ガス排出量及び埋め込み炭素に及ぼす潜在的影響に基づくべきである。
- (22) 資産又は施設の建設は経済活動の不可欠な部分であるが、その活動が気候変動の緩和に実質的に寄与すると認められる条件を決定する技術的選別基準が確立されるべきであることから、その経済活動が実施されることを可能にするための重要な条件となり得る。したがって、建設が関連する活動、特にエネルギー部門、上下水道、廃棄物・浄化部門、および運輸部門における活動の記述に、そのような資産または施設の建設を直接含めることが適切である。
- (23) 情報通信部門は、温室効果ガス排出量に占める割合が増加し続けている部門である。同時に、情報通信技術は、例えば、温室効果ガス排出削減を可能にする意思決定に役立つ解決策を提供するなど、他の部門における気候変動緩和及び温室効果ガス排出削減に貢献する可能性を有する。したがって、大量の温室効果ガスを排出するデータ処理およびホスティング活動、および他部門の温室効果ガス排出削減を可能にするデータドリブンソリューションのために、技術的なスクリーニング基準を定めるべきである。

これらの活動のための技術的選別基準は、その部門のベストプラクティスと基準に基づくべきである。今後、情報通信技術のハードウェアソリューションの耐久性の向上による温室効果ガス削減ポテンシャル、および温室効果ガス排出を可能にするために各部門に直接導入されるデジタル技術のポテンシャルを考慮に入れて、それらを見直し、更新する必要があるかもしれない。

- (24) 研究、開発、イノベーションは、他の部門がそれぞれの気候変動緩和目標を達成することを可能にする可能性がある。したがって、研究、開発、イノベーション活動の技術的スクリーニング基準は、温室効果ガス排出削減のためのソリューション、プロセス、技術、その他の製品の可能性に焦点を当てるべきである。さらに、気候変動緩和への実質的な寄与のための技術的スクリーニング基準が、それぞれのパフォーマンスのために設定されている経済活動の不可欠な部分である研究、開発、イノベーションは、これらの異なる活動がこれらの基準の下で設定された基準としきい値に達するのを支援する上で、特に重要である。
- (25) 経済活動が気候変動の適応に実質的に寄与すると認められる条件を決定するための技術的スクリーニング基準は、気候変動が経済のすべての部門に影響を与える可能性が高いという事実を反映すべきである。その結果、すべての部門が気候変動の影響に適応する必要がある。しかし、気候変動への適応に実質的に寄与する経済活動が、規則(EU)2020/852第9条に規定されている他の環境目的のいずれにも重大な損害をもたらさないことを確保する必要がある。したがって、まず、環境目的に対する「重大な害を及ぼさない」基準を含め、気候変動緩和の技術的スクリーニング基準の対象となる部門について、気候変動適応の技術的スクリーニング基準を設定することが適切である。
- (26) 規則(EU)2020/852の第10条(1)の(i)に従って、気候変動緩和活動を可能にするものとみなされる経済活動は、気候変動への適応に実質的に寄与するとみなされるべきである。ただし、これらの活動が気候変動の緩和に実質的に寄与するとみなされる条件を決定するための技術的スクリーニング基準に適合している場合に限る。しかし、実施可能な活動が気候変動の緩和に実質的に寄与するかどうかを判断するための技術的スクリーニング基準は、活動自体の性質の具体的な記述に基づいている。グリーンウォッシングのリスクを防止するために、これらの活動の性質の記述は、気候変動への適応に実質的に寄与する技術的スクリーニング基準の目的のために、それらの活動の一般的な記述に含まれるべきである。
- (27) 経済活動が気候変動への適応に実質的に寄与しているかどうかを判断するための技術的スクリーニング基準は、工学、研究、開発、イノベーション、金融・保険活動のために、他の部門の気候変動への適応を促進する可能性のあるものとして定められるべきである。さらに、教育、人間の健康、社会福祉、芸術、娯楽及びレクリエーション活動のための技術的スクリーニング基準も定めるべきである。これらの活動は、社会全体の集団的な回復力を高めるために必要不可欠なサービスと解決策を提供し、気候リテラシーと意識を高め、他の環境目的に重大な損害を与えるリスクをもたらさない。

- (28) 経済活動が気候変動への適応に実質的に寄与するかどうかを判断するための技術的スクリーニング基準は、重要性によって特定された気候リスクに対する経済活動の回復力を高めることを目的とすべきである。技術的スクリーニング基準は、関係する経済事業者が気候変動リスク評価を実施し、その評価で特定された最も重要なリスクを低減する適応策を実施することを要求すべきである。技術的選別基準はまた、適応のニーズと解決策の文脈と立地特有の性質を考慮に入れるべきである。さらに、技術的な選別基準は、環境と気候の目的の完全性を保証すべきであり、実施される解決策のタイプに関して不釣り合いに規定すべきではない。これらの技術的選別基準は、気候及び天候に関連する災害を防止し、そのような災害のリスクを管理し、また、そのような災害のリスクを評価し、その影響を緩和することに関する関連法に従い、重要なインフラの回復力を確保する必要性を考慮すべきである。
- (29) 気候変動の緩和又は気候変動の適応に実質的に寄与する経済活動が、他の環境目的のいずれにも重大な損害をもたらさないかどうかを判断するための技術的スクリーニング基準は、環境目的の一つへの寄与が他の環境目的を犠牲にして行われないことを確実にすることを目的とすべきである。したがって、「重大な危害を及ぼさない」基準は、環境的に持続可能な活動の分類の環境的完全性を確保する上で不可欠な役割を果たす。与えられた環境目的のための「重大な危害を及ぼさない」基準は、その目的に重大な危害を与える危険性がある活動に対して特定されるべきである。「重大な危害を及ぼさない」基準は、現行のEU法の関連要件を考慮に入れるべきである。
- (30) 気候変動への適応に実質的に寄与する活動が、気候変動の緩和に重大な悪影響を及ぼさないことを確実にするための技術的スクリーニング基準は、気候変動への適応に実質的に寄与する可能性がある一方で、重大な温室効果ガス排出を生じるリスクがある活動について定められるべきである。
- (31) すべての部門と活動は、気候変動の影響を受ける可能性が高い。したがって、気候変動の緩和に実質的に寄与する経済活動が、気候変動の適応に重大な悪影響を及ぼさないことを確実にするための技術的スクリーニング基準は、すべての経済活動に適用されるべきである。これらの基準は、活動にとって重要な既存及び将来のリスクが特定され、適応策を実施するための計画が、事業継続への潜在的な損失又は影響を最小化又は回避するように設計されていることを確実にすべきである。
- (32) 水及び海洋資源の持続可能な利用及び保護に「重大な損害を及ぼさない」ための技術的選別基準は、そのような持続可能な利用及び保護にリスクを及ぼす可能性のあるすべての活動について規定されるべきである。これらの基準は、水の使用及び保護管理計画に従って、環境劣化のリスクが特定され、対処されることを要求することによって、活動が地表水及び地下水を含む水域の良好な状態又は良好な生態学的可能性、又は海洋の良好な環境状態に悪影響を及ぼすことを回避することを目的とすべきである。
- (33) サーキュラー・エコノミーへの移行に対する「重大な害を及ぼさない」ための技術的選別基準は、経済活動が資源の使用における非効率性又は固定的な線形生産モデルをもたらさないこと、廃棄物が回避され削減されること、及びやむを得ない場合には、廃棄物階層に従って管理されるべきである。

また、これらの基準は、経済活動がサーキュラー・エコノミーへの移行という目的を損なわないようにするべきである。

- (34) 公害の防止及び管理に対する「重大な害を及ぼさない」ための技術的選別基準は、関連する大気、水域又は土地への汚染の発生源及び種類に対処する部門の特殊性を反映すべきであり、関連する場合には、欧州議会及び理事会¹¹の指令2010/75/EUに基づいて確立された利用可能な最良の技術に言及すべきである。
- (35) 生物多様性及び生態系の保護及び回復に対する「重大な危害を及ぼさない」ための基準は、生息地、種又は生態系の状態又は状態にリスクをもたらす可能性のあるすべての活動について特定されるべきであり、また、関連する場合には、環境インパクト評価又は適切な評価が行われ、そのような評価からの結論が実施されることを要求すべきである。これらの基準は、環境インパクト評価又はその他の適切な評価を実施する要件がない場合であっても、活動が法的に保護されている種の攪乱、捕獲若しくは殺害又は法的に保護されている生息地の劣化につながらないことを確実にするべきである。
- (36) 本規則に定められた技術的選別基準は、組合法に定められた健康、安全及び社会的持続可能性に関する要件の適用、並びに該当する場合には、それに関する適当な緩和措置の採択を妨げるべきではない。
- (37) 本規則の規定は密接に関連している。なぜなら、ある経済活動が気候変動の緩和又は気候変動の適応に実質的に寄与しているかどうか、また、そのような経済活動が、規則(EU)2020/852第9条に規定されている他の環境目的の1つ又は複数に重大な害を及ぼさないかどうかを決定するための基準を扱っているからである。それら同時に効力を生ずるべき規定の間の一貫性を確保し、利害関係者のための法的枠組みの包括的な見解及び規則(EU)2020/852の適用を促進するためには、これらの規定を単一の委任規則に含める必要がある。
- (38) 規則(EU)2020/852の適用が次々と進展することを確実にするため技術、市場及び政策の進展については、この規則は、定期的に見直され、適当な場合には、気候変動の緩和又は気候変動への適応に実質的に寄与していると考えられる活動及び対応する技術的選別基準に関して改正されるべきである。
- (39) (EU)規則2020/852第10条(6)及び第11条(6)を遵守するために、本規則は2022年1月1日から適用されるべきである。

この規則を採択した。

第一条

経済活動が気候変動の緩和に実質的に寄与すると認められる条件を決定し、経済活動が規則(EU)2020/852第9条に規定されている環境目的による他の経済活動に重大な損害を与えないかどうかを決定するための技術的な選別基準

¹¹ 産業排出に関する2010年11月24日の欧州議会および理事会指令2010/75/EU(統合汚染予防および管理(OJ L 334、17.12.2010、p)). 17).

は、本規則の附属書IIに規定されている。

第二条

経済活動が気候変動への適応に実質的に寄与すると認められる条件を決定し、その経済活動が、規則(EU)2020/852第9条に規定されている他の環境目的のいずれにも重大な損害をもたらさないかどうかを決定するための技術的スクリーニング基準は、本規則の附属書IIに記載されている。

第三条

本規則は、欧州連合公報におけるその公告の20日後に施行する。

2022年1月1日から適用する。

本規則は、その全体を拘束し、すべての加盟国において直接適用される。ブリュッセルで行った。

委員会のために
ウルシュラ・ヴォン・デル・リー